

防衛省訓令第33号

防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第55条第3項及び第70条第3項の規定に基づき、統合幕僚監部総括官及び参事官の職務等に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

統合幕僚監部総括官及び参事官の職務等に関する
訓令

（総括官）

第1条 統合幕僚監部総括官の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防衛省組織令第60条第1号から第6号まで及び第61条第1号から第3号までに掲げる事務に関する重要事項に係る方針及び計画の立案に参画すること。

(2) 防衛省組織令第60条第1号から第6号まで及び第61条第1号から第3号までに掲げる事務に関する重要事項に係る公表の方法及び手続その他対外的な連絡調整に関することについて、総括整理すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、統合幕僚長の命により、統合幕僚監部の所掌事務に関する重要事項について、政策的見地から調整を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、防衛大臣からの特命事項に関すること（防衛大臣を補佐することを含む。）。

2 前項の職務に関し、総括官は、統合幕僚副長と協力して、統合幕僚長を助けるものとする。

（参事官）

第2条 統合幕僚監部参事官の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防衛省組織令第60条第1号から第6号まで及び第61条第1号から第3号までに掲げる事務に関する

る重要事項（当該事項に係る公表の方法及び手続その他対外的な連絡調整に関することを含む。）に係る方針及び計画の立案に参画し、関係事務に関し政策的見地から必要な調整を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、統合幕僚長の命により統合幕僚監部の所掌事務に関する重要事項について、政策的見地から調整を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、防衛大臣からの特命事項に関すること（防衛大臣を補佐する総括官の命によるものを含む。）。

2 参事官のうち1人を首席参事官と称し、首席参事官は、前項各号に掲げる職務に関する事務を総括するものとする。

3 第1項各号に掲げる職務に関し、参事官は、統合幕僚長の命を受け、統合幕僚監部の関係部署と調整するとともに、必要に応じ総括官を補佐するものとする。

4 首席参事官以外の参事官は、前項に規定するもののほか、必要に応じ首席参事官を助けるものとする。

附 則

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。